



# 三重県公報

令和元年6月14日(金)

第 12 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
97	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長寿介護課)	2
98	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	2
99	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
100	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	2
101	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
102	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	4
103	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	6
104	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	6
105	証紙の販売所の名称を変更する旨の届出	(出納局)	6
<b>海 調 委 告 示</b>			
1	三重海区における宝石さんごの採捕についての指示	(海区漁業調整委員会)	7
<b>公 告</b>			
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	8
	同件	(同)	8
<b>共 済 組 合 公 告</b>			
	地方公務員等共済組合法の規定に基づく平成30年度決算の要旨	(市町行財政課)	8

告 示

**三重県告示第 97 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和元年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470702719	福祉介護サービス「ワークス」	松阪市嬉野中川町 439 番地 5	株式会社三重厚生会	令和元年 5 月 31 日	福祉用具貸与
2470703337	松阪わの会ヘルパーステーション	松阪市小片野町 1327 番地 1	合同会社松阪わの会	令和元年 5 月 31 日	訪問介護
2460190107	みえ医療福祉生協 訪問看護ステーションつくし	桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2304 番地	みえ医療福祉生活協同組合	平成 31 年 4 月 30 日	訪問看護
2470301975	デイサービス 悠々	鈴鹿市伊船町 2229 番地の 9	株式会社悠々	令和元年 5 月 31 日	通所介護

**三重県告示第 98 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和元年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470702719	福祉介護サービス「ワークス」	松阪市嬉野中川町 439 番地 5	株式会社三重厚生会	令和元年 5 月 31 日	介護予防福祉用具貸与
2460190107	みえ医療福祉生協 訪問看護ステーションつくし	桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2304 番地	みえ医療福祉生活協同組合	平成 31 年 4 月 30 日	介護予防訪問看護

**三重県告示第 99 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和元年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種類	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
病院	医療法人HOC ハート 矯正歯科クリニック	桑名市寿町2丁目31番地12 三交桑名駅前ビル3F	矯正歯科	歯科矯正	令和元年 6 月 1 日

**三重県告示第 100 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和元年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種類	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			

薬局	ココカラファイ ン薬局みたき店	ジップドラッ グみたき薬局	ココカラファ イン薬局みた き店		薬局	平成 31 年 4 月 1 日
薬局	小林薬局くわな 駅西店	株式会社小林 薬局 桑栄メ イト支店	小林薬局くわ な駅西店		薬局	令和元年 5 月 1 日
薬局	小林薬局くわな 駅西店	桑名市桑栄町 2 桑栄ビル 3 F	桑名市東方 155-1 シャト レ桑名 1F		薬局	令和元年 5 月 1 日

三重県告示第 101 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）三重トヨタ自動車株式会社 四日市久保田店  
四日市市久保田二丁目 268-1 ほか 5 筆
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
三重トヨタ自動車株式会社	津市垂水 99-1	竹林 憲明

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
三重トヨタ自動車株式会社	津市垂水 99-1	竹林 憲明

- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和 2 年 2 月 1 日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,229 m<sup>2</sup>
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	15 台	縦覧による
合 計	15 台	

- 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	2 台	縦覧による
合 計	2 台	

- 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	168 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	168 m <sup>2</sup>	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	20.3 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	20.3 m <sup>3</sup>	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
三重トヨタ自動車株式会社	午前 9 時	午後 8 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位 置
駐車場	2 箇所	縦覧による

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和元年 5 月 31 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和元年 6 月 14 日から同年 10 月 15 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 102 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

津駅ビル チャム

津市羽所町官有地

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
名古屋ステーション開発株式会社	愛知県名古屋市中村区竹橋町 15 番 12 号	蟹沢 清治

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名

名古屋ステーション開発株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 3 号 JRゲートタワー39階	坂田 一広
-----------------	--	-------

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1-4-14	矢野 博丈
塩野和美	松阪市町平尾町 476	-
株式会社関谷食品	伊勢市上地町 2691-13	関谷 充司
株式会社マスダ	津市栗真中山町 436 番地	増田 雄作
有限会社深緑茶房	松阪市飯南町粥見 4209-2	松本 浩
株式会社第一ビル	津市羽所町 345	青山 春樹
津銘菓株式会社	津市羽所町官有地	刀根 大士
株式会社竹屋	四日市市桜町 963 番地の 1	竹尾 典晃
東海キヨスク株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目 22 番 8 号	中村 満
株式会社デリカサイト	岐阜県大垣市加賀野町 4 丁目 1 番 20	堀 富則
株式会社ヴィ・ド・フランス	東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	村上 知義
株式会社マツモトキヨシ	千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1	松本 清雄
株式会社別所書店	津市本町 32 番 35 号	別所 信啓
株式会社コムライン	愛知県知立市宝三丁目 14 番地 7	新美 文二

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1-4-14	矢野 靖二
塩野和美	松阪市町平尾町 476	-
株式会社関谷食品	伊勢市上地町 2691-13	関谷 充司
株式会社マスダ	津市栗真中山町 436 番地	増田 芳久
有限会社深緑茶房	松阪市飯南町粥見 4209-2	松倉 大輔
株式会社第一ビル	津市羽所町 345	青山 春樹
津銘菓株式会社	津市羽所町官有地	刀根 大士
株式会社竹屋	四日市市桜町 963 番地の 1	竹尾 純一
東海キヨスク株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目 22 番 8 号	田中 君明
株式会社デリカサイト	岐阜県大垣市加賀野町 4 丁目 1 番 20	堀 富則
株式会社ヴィ・ド・フランス	東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	村上 知義
株式会社マツモトキヨシ	千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1	大田 貴雄
株式会社別所書店	津市本町 32 番 35 号	別所 信啓

3 変更年月日

2(1) 平成 28 年 11 月 21 日

2(2) 平成 29 年 2 月 28 日

4 変更理由

2(1) 設置者の代表者変更及び本社所在地の移転のため

2(2) 小売業を行う者の退店及び代表者変更のため

5 届出の日

令和元年 5 月 24 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和元年 6 月 14 日から同年 10 月 15 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 103 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市菰野大安線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字大強原字牛池 3885 番 1 地先 から 三重郡菰野町大字大強原字牛池 3840 番地先 まで	旧	12.2～21.1	12.9
	新	17.1～21.1	12.9

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市二木島里町字はい 153 番 1 地先 から 熊野市二木島里町字平地 126 番地先 まで	旧	26.0～42.3	106.9
	新	30.4～55.6	106.9

三重県告示第 104 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 木曾岬弥富停車場線	桑名郡木曾岬町新輪 1 丁目 3 番 1 地先 から 桑名郡木曾岬町大字源緑輪中 151 番 3 地先 まで	令和元年 6 月 14 日
県道 四日市菰野大安線	三重郡菰野町大字大強原字辻之内 3905 番地先 から 三重郡菰野町大字大強原字牛池 3836 番 1 地先 まで	令和元年 6 月 20 日
県道 神戸長沢線	鈴鹿市伊船町字中下ノ割 2239 番 2 地先 から 鈴鹿市伊船町字中下ノ割 2218 番 1 地先 まで	令和元年 6 月 14 日
県道 神戸長沢線	鈴鹿市伊船町字中下ノ割 2232 番 3 地先 から 鈴鹿市伊船町字中下ノ割 2218 番 1 地先 まで	令和元年 6 月 21 日
県道 上浜高茶屋久居線	津市栗真町屋町字中浜 1262 番 2 地先内	令和元年 6 月 21 日
県道 鳥羽磯部線	鳥羽市松尾町字東片ビタ 1366 番 4 地先 から 鳥羽市松尾町字東片ビタ 1372 番地先 まで	令和元年 6 月 27 日
県道 鳥羽磯部線	鳥羽市相差町字大坂 2120 番 67 地先 から 鳥羽市相差町字大坂 2120 番 284 地先 まで	令和元年 6 月 26 日
一般国道 311 号	熊野市二木島里町字はい 153 番 1 地先 から 熊野市二木島里町字平地 126 番地先 まで	令和元年 6 月 14 日

三重県告示第 105 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の名称を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和元年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称		変更年月日
	旧	新	
株式会社三重銀行	桑名支店	桑名中央支店	令和元年7月22日
	富田支店	富田駅前支店	
	石薬師支店	石薬師南支店	
	鈴鹿支店	神戸支店	
	玉垣支店	南玉垣支店	
	亀山支店	亀山中央支店	
	高茶屋支店	高茶屋小森支店	
	津支店	津中央支店	
	久居支店	久居駅前支店	
	松阪支店	松阪中央支店	
	伊勢支店	伊勢中央支店	
	鳥羽支店	鳥羽中央支店	
	鶴方支店	志摩支店	
	上野支店	伊賀支店	
名張支店	名張中央支店		

**海 調 委 告 示**

**三重海区漁業調整委員会告示第1号**

三重海区における宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいいます。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和元年6月14日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

**1 採捕の制限**

三重海区において、宝石さんごの採捕してはなりません。ただし、2に掲げる者が採捕する場合であって三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）の承認を受けたときは、この限りではありません。

**2 承認の対象者**

承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者としします。

**3 承認証の交付**

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとしします。

**4 承認証の携帯義務**

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければなりません。

**5 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止**

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができます。

**6 承認の取消し**

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができます。

**7 譲渡又は販売の禁止**

承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売してはなりません。

**8 採捕報告書の提出**

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければなりません。

**9 取扱要領**

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和元年7月1日から令和2年6月30日までとします。

**公 告**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、高野井土地改良区（津市一志町八太 1358 番地 1）の定款の変更を認可しました。

令和元年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、榎田上土地改良区（松阪市豊原町 1077 番地 1）の定款の変更を認可しました。

令和元年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

**共 済 組 合 公 告**

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき、平成 30 年度決算の要旨を公告します。

令和元年 6 月 14 日

三重県市町村職員共済組合理事長 櫻 井 義 之



(単位：千円)

損益計算書の要旨

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊 (会館)	宿泊 (サンパベルラ志摩)	貯金	貸付	物資
収													
負担金	6,287,221	17,194,439	891,994	198,094			242,454	224,718					
掛金	6,364,997	10,790,241	891,985					219,440					
施設収入・商品売上									1,052	22,486			1,184,783
利息及び配当金	257				235	38,832	72	70	45	161	605,641	141	
その他の収入	678,876						106,014		185,351	51	2,585	21,814	16,691
他経理から繰入							48,554			15,000			
前年度支払準備金	796,787												
計	14,128,138	27,984,680	1,783,979	198,094	235	38,832	397,094	444,228	186,448	37,698	608,226	21,955	1,201,474
支													
給付	5,533,251												
役員給与							131,871	21,396			7,925	26,533	13,709
旅費・事務費							17,993	1,332	26	455	791	1,045	1,919
商品仕入													1,155,392
飲食材料費													
委託費							11,371	5,764		972	2,330	1,798	1,723
支払利息					235	38,832					550,345	4,355	968
前期高齢者納付金	2,639,854												
後期高齢者支援金	2,491,756												
老人保健拠出金													
退職者給付拠出金	20,841												
介護納付金	1,109,933												
連合会払込金	613,682	27,984,680	1,783,979	198,094			147,345	5,075				1,726	
他経理へ繰入	48,554							15,000					
その他の支出	4,416						46,169	361,516	11,590	60,907	3,147	7,497	22,039
次年度支払準備金	823,616												
計	13,285,903	27,984,680	1,783,979	198,094	235	38,832	354,749	410,083	11,616	62,334	564,538	42,954	1,195,750
差引当期利益又は 当期損失金(△)	842,235						42,345	34,145	174,832	△24,636	43,688	△20,999	5,724

貸借対照表の要旨 (単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊 (会館)	宿泊 (サンパルラ志摩)	貯金	貸付	物資
資 産	流動資産	3,725,996	1,671,476	112,573	796	61,973	508,064	719,263	355,936	557,689	4,273,173	11,492	321,654
	固定資産					14,923,754	28,641			983,298	46,572,994	1,626,156	
	繰延資産												
資産合計	3,725,996	1,671,476	112,573	796	394,235	14,985,727	536,705	719,263	355,936	1,540,987	50,846,167	1,637,648	321,654
負 債	流動負債	547,128	1,671,476	112,573	796		84,402	40,268	569	569	49,699,591	302	31,553
	固定負債	823,616				394,235	97,479	28,995			19,246	411,582	197,238
	負債合計	1,370,744	1,671,476	112,573	796	394,235	14,985,727	181,881	569	569	49,718,837	411,884	228,791
資本剰余金										1,554,107			
資 本	利益剰余金又は 欠損金(△)	2,355,252					354,824	650,000	355,367	13,689	1,127,330	1,225,764	92,863
	資本合計	2,355,252					354,824	650,000	355,367	1,540,418	1,127,330	1,225,764	92,863
	負債・資本合計	3,725,996	1,671,476	112,573	796	394,235	14,985,727	536,705	355,936	1,540,987	50,846,167	1,637,648	321,654

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---